

独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 （略）</p> <p>第 3 章 （略）</p> <p> 第 1 節 （略）</p> <p> 第 2 節 （略）</p> <p> 第 3 節 （略）</p> <p> 第 4 節 （略）</p> <p> 第 5 節 （略）</p> <p> 第 6 節 （略）</p> <p> 第 7 節 （略）</p> <p> 第 8 節 （略）</p> <p><u>第 4 章及び第 5 章 削除</u></p> <p>第 6 章 （略）</p> <p>第 7 章 （略）</p> <p>第 8 章 （略）</p> <p>第 9 章 （略）</p> <p>第 10 章 （略）</p> <p>第 11 章 （略）</p> <p>第 12 章 （略）</p> <p>第 13 章 （略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）</p> <p>第 2 章 業務の種類（第 4 条）</p> <p>第 3 章 施設の設置及び運営の基準</p> <p> 第 1 節 労災病院（第 5 条—第 13 条）</p> <p> 第 2 節 労災疾病研究センター及び勤労者予防医療センター（第 14 条—第 19 条）</p> <p> 第 3 節 医療リハビリテーションセンター（第 20 条—第 23 条）</p> <p> 第 4 節 総合せき損センター（第 24 条—第 27 条）</p> <p> 第 5 節 削除</p> <p> 第 6 節 産業保健推進センター（第 30 条・第 31 条）</p> <p> 第 7 節 労災リハビリテーション作業所（第 32 条—第 35 条）</p> <p> 第 8 節 納骨堂（第 36 条・第 37 条）</p> <p><u>第 4 章 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金（第 38 条—第 44 条）</u></p> <p><u>第 5 章 自発的健康診断受診支援助成金（第 45 条—第 49 条）</u></p> <p>第 6 章 未払賃金の立替払（第 50 条—第 59 条）</p> <p>第 7 章 厚生労働大臣の指示による業務に関する事項（第 60 条）</p> <p>第 8 章 附帯業務（第 61 条）</p> <p>第 9 章 業務の受託及び委託の基準（第 62 条—第 66 条）</p> <p>第 10 章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第 67 条・第 68 条）</p> <p>第 11 章 業務の成果の普及等の方法（第 69 条—第 71 条）</p> <p>第 12 章 業務運営に関する事項の公表の方法（第 72 条）</p> <p>第 13 章 補則（第 73 条）</p> <p>附則</p>

<p>(業務の種類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4)及び(5) 削除</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(業務の種類)</p> <p>第4条 機構は、機構法第12条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設として、労災病院（看護専門学校含む。）、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの設置及び運営</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設として、産業保健推進センターの設置及び運営</p> <p><u>(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の2に規定する事業場について、同法第13条第2項に規定する要件を備えた医師を選任し、当該医師に同条第1項に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給</u></p> <p><u>(5) 労働安全衛生法第66条の2の規定による健康診断を受ける労働者に対する自発的健康診断受診支援助成金の支給</u></p> <p>(6) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第3章に規定する事業（同法第8条に規定する業務を除く。）の実施</p> <p>(7) 労災保険法第29条第1項第1号に規定するリハビリテーションに関する施設として、労災リハビリテーション作業所の設置及び運営</p> <p>(8) 労災保険法第29条第1項第1号に規定する被災労働者（以下「被災労働者」という。）に係る納骨堂の設置及び運営</p> <p>(9) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、機構法第12条第2項の規定に基づき、業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の</p>
---	---

(産業保健推進センターの業務)
第30条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)
(削る)

第4章 削除

第38条から第44条まで 削除

委託を受けて、労災保険法第7条第1項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うものとする。

(産業保健推進センターの業務)
第30条 産業保健推進センターにおいては、事業主に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務(以下「産業保健業務」という。)についての知識及び技能に関し、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援

(2) 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びに産業保健業務に従事する者に対するこれらの情報の提供

(3) 産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関する相談

(4) 産業医の選任義務のない事業場に対し国からの委託を受けて産業保健業務を行う団体に対する産業保健業務に関する助言その他の援助

(5) 事業主に対する産業保健業務に関する広報及び啓発

2 産業保健推進センターにおいては、前項の業務のほか、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給に関する業務を行うものとする。

第4章 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金

(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給業務)

第38条 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金(以下「産業保健活動助成金」という。)は、労働安全衛生法第13条の2に規定する事業場(以下「小規模事業場」という。)について、当該事業場の事業者が同法第13条第2項に規定する要件を備えた医師(以下「産業医の要件を備えた医師」という。)を共同

して選任することにより、当該産業医の要件を備えた医師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせ、もって労働者の健康管理等を促進することを奨励するため、小規模事業場の事業者の申請に基づき、有効かつ適切に支給するものとする。

(支給対象事業者)

第39条 産業保健活動助成金の支給を受けることができる者は、6事業場以内の小規模事業場について産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該産業医の要件を備えた医師に労働安全衛生法第13条第1項に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者とする。

(支給額等)

第40条 産業保健活動助成金の支給額は、事業者が産業医の要件を備えた医師に労働者の健康管理等を1回行わせるごとに21,500円とし、1の事業年度当たり4回の健康管理等への支給を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、産業医の要件を備えた医師が行う健康管理等に係る費用の額が同項の規定に基づき支給される額を下回る場合の産業保健活動助成金の支給額は、当該医師が行う健康管理等に係る費用の額とする。

3 産業保健活動助成金の支給対象期間は、3ヵ年度を限度とする。

(機構への登録)

第41条 機構は、産業保健活動助成金の支給を受けるため、産業医の要件を備えた医師を共同して選任しようとする事業者に対して、別に定めるところにより登録のための申請書を提出させるものとする。

(郡市区医師会等からの助言)

第42条 機構は、産業医の要件を備えた医師を共同して選任しようとする事業者から医師の紹介を求められた場合は、必要に応じ郡市区医師会等に助言を求めることができるものとする。

(産業保健活動助成金の申請及び支給決定等)

第43条 機構は、産業保健活動助成金の支給を受けようとする事業者に対して、事業年度ごとに、別に定めるところにより申請書を提出させるものとする。

2 機構は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請者が支給要件に該当すると認めるときは、産業保健活動助成金の支給の決定をするとともに、別に定めるところにより当該申請者に決定の内容を通知するものとする。

(不正受給者に対する措置)

第44条 機構は、偽りその他不正の行為により産業保健活動助成金の支給を受けた者がある場合は、その者から当該産業保健活動助成金を返還させるものとする。

第5章 自発的健康診断受診支援助成金

(自発的健康診断受診支援助成金の支給業務)

第45条 自発的健康診断受診支援助成金（以下「健診助成金」という。）は、労働安全衛生法第66条の2に規定する労働者（以下「深夜業従事者」という。）が、同条の規定による健康診断（以下「深夜業自発的健康診断」という。）を受けることを奨励し、もって深夜業従事者の健康の確保を図るため、深夜業従事者の申請に基づき、適切に支給するものとする。

(支給対象者)

第46条 健診助成金の支給を受けることができる者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第50条の2に規定する要件に該当する者であって深夜業自発的健康診断を受けたものとする。

第5章 削除

第45条から第49条まで 削除

る。ただし、当該深夜業自発的健診に係る健診助成金の支給を受ける日の属する年度（4月1日から3月31日までをいう。）に他の健診助成金を受けたことがある者を除く。

（支給額）

第47条 健診助成金の支給額は、当該健診助成金に係る深夜業自発的健診に要した費用の4分の3に相当する額（その額が7,500円を超えるときは、7,500円）とする。

（健診助成金の申請及び支給決定等）

第48条 機構は、健診助成金の支給を受けようとする深夜業従事者に対して、別に定めるところにより申請書を提出させるものとする。

2 機構は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請者が支給要件に該当すると認めたときは、健診助成金の支給を決定するとともに、別に定めるところにより当該申請者に決定の内容を通知するものとする。

（不正受給者に対する措置）

第49条 機構は、偽りその他不正の行為により健診助成金の支給を受けた者がいる場合は、その者から当該健診助成金を返還させるものとする。

附則

第1条 この変更は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 附則第1条の規定に掲げる施行の日前に改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書第38条の規定に基づく助成金の支給であって、その支給事由が施行の日前に生じたものについては、なお従前の例による。